

浦安市告示第 2 2 号

浦安市バス乗務員確保支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市バス乗務員確保支援補助金交付要綱（令和 6 年告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市内に本社」を「運行系統の起終点が共に市内であるバス路線」に改める。

別表女性乗務員の就業環境整備の項補助対象経費の欄中「実施した」の次に「市内の」を加える。

別記第 6 号様式中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。